

## 住吉区医療・介護連携推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 住吉区における医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、住吉区医療・介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療、介護関係の多職種の連携、協働に関すること。
- (2) 医療、介護関係機関の連携の促進
- (3) 地域の医療、介護資源の現状把握と情報共有
- (4) 在宅等医療に関する普及啓発
- (5) その他医療・介護連携の推進に必要な事項

### (組織及び構成)

第3条 推進会議は別表に掲げる団体及び行政の担当者を委員として構成する。

### (運営)

第4条 推進会議の運営は保健こども家庭課で行う。

### (意見の聴取)

第5条 推進会議は必要があるときは、委員以外の者から意見または説明を求めることができる。

### (守秘義務)

第6条 推進会議の構成員及び出席者は、正当な理由なく推進会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

### (その他)

第7条 その他推進会議の運営に必要な事項は、保健こども家庭課長が別に定める。

### 附則

この要綱は平成28年7月21日から施行する。

この要綱は令和5年6月22日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年6月 日から施行する。

別表

関係団体	一般社団法人大阪市住吉区医師会
	一般社団法人住吉区歯科医師会
	一般社団法人住吉区薬剤師会
	住吉区介護保険サービス事業者連絡会
	住吉区訪問看護ステーション連絡会
	社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会
	住吉区地域包括支援センター
	住吉区北地域包括支援センター
	住吉区東地域包括支援センター
	住吉区西地域包括支援センター
	医療法人慈心会 あびこ病院
	医療法人守田会 オリオノ病院
	医療法人錦秀会 阪和記念病院
	大阪急性期・総合医療センター
	医療法人越宗会 越宗整形外科病院
区関係	在宅医療・介護連携相談支援室
	住吉消防署
区関係	保健こども家庭課
	福祉課